

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年2月16日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第4号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「とき」の右に「又は次に掲げる職員が申し出たとき」を加え、同項に次の3号を加える。

(1) 次に掲げる子（条例第7条第1項第4号において3親等以内の親族に含むものとされる者を含む。以下同じ。）と同居し、かつ、当該子を養育する職員

ア 小学校就学の始期に達するまでの子

イ 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子であつて、任命権者が定めるもの

(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害に

より1週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする職員

(3) 前2号に掲げる職員のほか、任命権者が定める職員

別表第3死亡した者の欄中「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」及び「（条例第7条第1項第4号において3親等以内の親族に含むものとされる者を含む。以下同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（人事委員会事務局）